

年度	所属名	見積日	工事（委託）名	工事（委託）概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格（税込）	契約金額（税込）	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
6	下水道建設課	R6. 5. 17	松阪市公共下水道事業 大口排水区 366-3号外雨水管渠設計業務委託	設計業務 雨水管渠 L=120m	1	R6. 5. 21	株式会社西日本設計 三重事務所	松阪市嬉野中川 町40-4	2, 807, 200	2, 807, 200	今回の設計においては既設雨水幹線及び計画雨水管渠等との施工性を考慮した一体の見直し設計計画が必要となるため、当業務における一連の基礎資料や周辺環境に精通しており、工期の短縮並びに経費の節減を確保できることから、令和3年度に実施した大口排水区375-1号外雨水管渠測量調査設計業務委託において、雨水管渠及び道路詳細設計の基本計画を設計した、㈱西日本設計 三重事務所と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約をすることとした。	無	
6	下水道建設課	R6. 7. 3	松阪第1処理分区 公共汚水樹設置工事 (981号線樹番号未定外1)	管布設工 VUφ150 L=14.1m 公共汚水樹設置工 N=2箇所	1	R6. 7. 3	有限会社佐田組	松阪市井村町 4 7 4	1, 851, 300	1, 851, 300	内五曲町地内において宅地造成工事と家屋建築工事が行われており、公共汚水樹設置申請書の提出がありましたが、当箇所には公共汚水樹が設置されておらず、前面道路に本管も埋設されていないため、本管を延長し、公共汚水樹の設置を行いたい。この設置申請書は令和5年度に提出され、令和5年度中に単価契約工事で施工を行う予定で準備を進めていましたが、着工寸前に別の建築工事の都合により施工ができず、現在まで手待ちとなった経緯があり、今回施工を行える状況が整ったため、本管布設、公共汚水樹の設置工事を行いたい。また、当箇所では2件の家屋の新築工事が同時に行われており、与えられた期間も少ないことから、早急に着手し、施工を行いたい。なお施工については会社所在地が当現場に近接しており、令和5年度公共汚水樹設置工事の単価契約業者で、当時手配したマンホールを含んだ資材が全て揃っており、直ちに着手可能である(有)佐田組と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約とした。	無	
6	下水道建設課	R6. 11. 27	須賀・川北クリーンセンター施設設備機器更新工事	し渣脱水機更新工 N=1台	1	R6. 11. 29	有限会社エコロール	松阪市嬉野中川 新町 4 - 2 6 5	3, 960, 000	3, 960, 000	農業集落排水処理場については、最適化構想計画に基づき、計画的な機器更新を実施しております。 須賀・川北クリーンセンターの設備機器については、過去から有限会社エコロールが機器の更新や修繕を実施しており、機器の特性を熟知していること、処理場内の各設備は密接に連動をすることで処理機能を発揮するものであることから、責任の所在を明確にしておく必要があり、同処理場で安定した機器整備の実績のある唯一の業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、有限会社エコロールと随意契約を締結した。	無	
6	下水道建設課	R6. 12. 3	高木処理場施設設備機器更新工事	エアリフトプロア更新工 N=1台 pH計更新工 N=1組	1	R6. 12. 9	株式会社システム 三重支店	津市高野尾町 1 8 9 7 - 4 8	1, 452, 000	1, 386, 000	農業集落排水処理場については、最適化構想計画に基づき、計画的な機器更新を実施しております。 高木処理場の設備機器については、過去から株式会社システム三重支店が機器の更新や修繕を実施しており、機器の特性を熟知していること、処理場内の各設備は密接に連動をすることで処理機能を発揮するものであることから、責任の所在を明確にしておく必要があり、同処理場で安定した機器整備の実績のある唯一の業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、株式会社システム三重支店と随意契約を締結した。	無	